

## ○緑の回廊設定要領の運用について（抜粋）（表は無添付）

平成 12 年 3 月 22 日 12-4

林野庁経営企画課長より 各森林管理局計画（第一）部長  
各森林管理局分局計画第二部長（業務管理官）あて

〔最終改正〕令和 3 年 9 月 30 日 3 林国経第 48 号

国有林野における緑の回廊の設定については、「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成 12 年 3 月 22 日付け 12 林野経第 10 号林野庁長官通達）により「緑の回廊設定要領」（以下「設定要領」という。）を定め、これによるものとしたが、その運用については、下記によることとしたので、遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 設定の基準について

##### (1) 緑の回廊の形状

緑の回廊は、国有林野の賦存状況、保護林の設定状況等により保護林間を連続的に連結することが困難な場合には不連続な形状も可能とするものとする。

##### (2) 設定対象地の概定

緑の回廊は、次の各号に基づき、位置及び区域を概定するものとする。

- ア 緑の回廊は、原則として、脊梁山脈、主要山脈等に設定すること
- イ 本来の地域生態系の構成種でない外来種などの競合種や捕食者が流入し、保護を図るべき野生生物等に悪影響を及ぼすおそれがある場合には設定しないこと
- ウ 孤立分断化された植物種が存在する植物群落においては、対象とする植物種の集団の大きさを検討の上、遺伝的交流が必要と判断される場合には、同一植物群落内に存在する保護林間を連結すること

##### (3) ルートの設定

緑の回廊のルートは、(2)により概定した位置及び区域に対し、次の各号を勘案し設定するものとする。なお、特定の機能類型区分に限定しないこととするが、自然維持タイプを多く含むように配慮するものとする。

- ア 野生生物の生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結すること
- イ 極力、急峻な地形を避けること
- ウ 道路や河川、急峻な地形等で分断される場合には迂回するルートを選ぶこと
- エ 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮すること
- オ 極力、里山から離れた奥地に設定するとともに、農林業被害の防止に十分配慮すること
- カ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所をできるだけ含むよう

配慮すること

- キ 緑の回廊のルートの設定に当たり、既存の権利関係等については次によること
  - (ア) 採草放牧地等貸地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外すること
  - (イ) 分収造林地、分収育林地及び共用林野については、現行の権利関係を前提に、緑の回廊への編入を検討すること

#### (4) 幅・長さ

緑の回廊の幅と長さについては、次の各号によるものとする。

- ア 分布が限られた稀少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、原則として、各地域において食物連鎖の頂点に立つ一群の動物種（以下「アンブレラ種」という。）に着目することとし、着目種の生息分布、行動特性や緑の回廊の周囲の土地利用状況に配慮して、別表を参考に幅と長さを検討すること
- イ 緑の回廊で連結される保護林間の距離が別表の基準よりも短い場合には、エッジ効果（断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響）を回避する幅を確保すればよいこととし、緑の回廊で連結される保護林間の距離が別表の基準よりも長距離にわたる場合又は河川や道路等により分断される場合には、着目種の生息分布及び行動特性を踏まえ、幅の広い箇所（以下「ノード」という。）の設定に努めること
- ウ 地理的に十分な幅の確保が困難な場合や、緑の回廊の設定時の着目種に係る適切な幅に関する知見が不十分である場合等については、エッジ効果を回避する幅を確保することを基準とすること
- エ 植物群落の遺伝的交流を図る場合、天然更新に必要な幅を確保すること

#### (5) 保護林の拡充・新設

- ア 設定要領第2の(4)のイの長距離にわたる場合とは(4)のアの基準とする。
- イ 保護林の拡充又は新設は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）によるものとする。

## 2 取扱方針について

### (1) 伐採

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- ア 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努めること。
- イ 伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること
- ウ 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮すること
- エ 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残すること

オ 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施すること

(2) 更新・保育

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

ア 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討すること

イ 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めること

ウ つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ、アケビ等のつる類の保残に努めること

エ 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮すること。

(3) 管理

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

ア 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めること

イ 緑の回廊に設定した林分及び隣接する箇所に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応すること

ウ 緑の回廊の設定後、公用・公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応すること

エ 野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用すること

(4) 施設の整備

ア 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。

(ア) 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること。また、その維持管理を適切に実施すること

(イ) 路網及び歩道については、側溝を作設する場合にはL字型の側溝を採用する等野生生物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。また、その維持管理に努めること

(ウ) 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生生物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。また、この維持管理に努めること

イ 施設の整備に当たっては、その整備が野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど、計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とするものとする。

(5) モニタリング

ア 緑の回廊におけるモニタリング（継続的観測・記録）については、次の各号に基づき実施するものとする。

(ア) モニタリングに当たっては、林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、その目的に応じて高所からの俯瞰観察や林内の定点観測を実施すること。また、必要に応じ、自然保護団体等の協力を得ること

(イ) モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動物種等を明確にするとともに、対象とする種と他の野生生物種との関係の把握にも努めること。また、森林施業のあり方についても、対照試験を行う等実証的なデータを得るよう努めること

イ モニタリングの結果得られた知見については、緑の回廊の取扱方針に適切に反映させること。また、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の変更等を行うこと

### 3 設定手続等について

#### (1) 予定箇所の選定

設定要領の第3の1の(1)の予定箇所についての資料の収集及び緑の回廊の対象とする野生生物等についての必要な調査に当たっては、環境省が実施した自然環境保全基礎調査（動植物分布調査）結果等を参考にするものとする。

また、この資料の収集及び調査は、外部委託により実施することができるものとする。

#### (2) 設定案の内容

設定要領の第3の1の(1)のアからオに掲げる緑の回廊設定方針（案）（以下「設定方針（案）」という。）の内容は、次の項目に従い定めるものとする。

このうち特に「ア（エ）着目する野生生物種」については、緑の回廊の設定目的に応じて着目する野生生物種及びその生息・生育について特に留意すべき事項を、別添「評価項目（標準例）」を参考として定めるものとする。

#### ア 緑の回廊の位置及び区域

(ア) 設定の目的

(イ) 位置及び区域の既定に当たっての考え方

(ウ) ルートの選定に当たっての考え方

(エ) 着目する野生生物種

(オ) 幅と長さ

(カ) 緑の回廊に設定する林小班

#### イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

(ア) 伐採に関する事項

(イ) 更新・保育に関する事項

#### ウ 緑の回廊の管理に関する事項

(ア) 管理に関する事項

(イ) 施設の整備に関する事項

#### エ 緑の回廊のモニタリングに関する事項

- (ア) 実施体制
- (イ) 情報提供の考え方
- オ その他留意事項
  - (ア) 整備・管理体制の充実
  - (イ) 普及啓発
- (3) 有識者への意見聴取
  - ア 森林管理局長は、緑の回廊設定の必要性、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から、設定方針（案）について「保護林制度の改正について」に定める保護林管理委員会又は保護林管理委員会の下に置かれた部会等（以下「委員会等」という。）の意見を聴くものとする。
  - イ 検討すべき緑の回廊が二以上の森林管理局の管轄区域にわたる場合は、関係森林管理局長間で協議し、委員会等の開催方法、出席委員の選定等について弾力的な運用ができるものとする。
  - ウ 森林管理局長は、緑の回廊の区域及びモニタリングの実施方法の案を作成する段階で、委員会等に必要な助言を求めることができるものとする。
  - エ 環境省出先機関の代表については、できるかぎり委員会等への参加を求めるものとするが、参加が得られない場合には、別途意見を聴くなど連携を図るものとする。
  - オ 森林管理局長は、道路等の施設の建設が計画され緑の回廊との調整を図る必要がある場合や野生鳥獣による農林被害防止を図る上で必要がある場合等には、関係行政機関の意見を聴くものとする。